

日本再生デザイン ～分権と多様化による、日本再生～

増補版

平成25年11月

全国知事会 日本のグランドデザイン構想会議

グランドデザインの発想

(共有する危機感)

- 人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化など、大きな構造変化に直面する日本を東日本大震災が襲い、日本は未来への道筋を見いだせないまま、まさに危機に直面しているといつて過言ではない状況である。
- このような大きな社会・経済構造の変化や災害リスクに対峙するため、今こそ、国民の力を結集し、**一刻も早い東日本大震災の被災地の復興を成し遂げるとともに、この国の将来の方向性、次世代に向けた新しい成長モデルについて明確なビジョンを描き、日本の再生につなげていくべきではないか。**
- 日本の失われた20年は、まさに、大胆な構想力と実行力が、この国に欠けていたことが原因であり、研究者数（対人口比）は世界一、国民の個人金融資産、特許の国際出願件数、民間も含めた研究開発費は米国に次いで2位であることを考えれば、日本の潜在能力は、依然として世界のトップクラスにあると言え、今個性あふれる地方の集合体である全国知事会が、あえて日本再生のためのグランドデザインを提案する。

(5つの基本認識)

- 被災地の復興なくして、日本の再生はない。集落再生、インフラの復旧、産業の振興、雇用対策などの復興対策、さらには、原発事故の早期収束をはじめ原発の安全対策や風評被害対策などに全力を尽くし、一刻も早い再生を成し遂げるべきである。
- 長引くデフレにより、都市圏も地方でも需給ギャップが発生している。需給ギャップを解消し、デフレ脱却を図るためには、国レベルの経済政策のみならず、地域の特性に応じた新たな付加価値を生み出す需要の創出が求められる。

- 少子化・高齢化は、特に地方における生産年齢人口の減少を加速し、地域の持続的な発展の基盤を失わせている。地域の持続性を確保していくため、地域経済再生の核となる人づくりを進めるとともに、地域に応じた新たな産業を創出し、雇用機会の掘り起こしを可能とする仕組みが必要となる。
- こうした地域経済を支え、持続的な成長を促進していくため、若者や女性、高齢者、障害者などあらゆる人々が意欲を持って活動できる人づくりを地方が担うことが必要である。
- 経済活動の縮みと耐え難い社会保障負担をもたらす少子化の問題は、将来の我が国において国家的危機を招きかねず、直ちに国自らが対策の抜本強化に取り組むのはもちろん、地方も地域の実情に沿った対策を進め、国を挙げた少子化対策に取り組む必要がある。
- 結婚・出産を機に女性の労働参加が低くなる状況(=M字カーブ)にある中、女性の活躍の促進が我が国の活力維持に必要不可欠である。女性の活躍に向けたワーク・ライフ・バランスの実現と、女性の能力が最大限発揮できる環境づくりによって、地域経済や企業活動を活性化し、活力ある社会を実現していくことが重要である。
- 人口や企業の大都市への過度な集中と地方部の過疎化という相反する行き過ぎを是正し、人材や資本が国全体で活用され、国民一人ひとりが活躍できる社会を目指すことにより、我が国の潜在能力を今以上に発揮させる必要がある。
- グローバル化の中での成長セクターである中国、インドや東南アジア諸国連合(ASEAN)などのアジア、ロシアの成長を戦略的に取り込む必要がある。
- グローバリゼーションと社会・経済構造の変化の中で、持続可能性を回復し日本の再生につなげるためには、

1. 我々地方は、**地方分権を推進し、地方が「自己決定」と「責任」を持ち、真に自立した新たな地方自治制度を確立**するとともに、多様性を持つ地方自治体がそれぞれの個性と資源を最大限に活かすことができる**新しい地域づくり**を進めていくという確固たる意思を有している。
2. 地域の多様性をベースとした新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図るとともに、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することにより、**多様性のある圏域を複数形成**する必要がある。

3. さらに、大地震等の非常時における国家機能・経済活動への影響を最小限に抑えるため、各地域が**バックアップ体制と地域間相互の支援体制の整備**を行うとともに、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震など**大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の強化**を図ることが求められている。
4. また、近年の急速な少子化・高齢化の進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、安定した財源を確保しつつ、少子化対策等の抜本的な強化を図るとともに、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度の確立を図り、すべての国民が安心して暮らすことのできる社会を形成していかなければならない。
5. 日本再生のための「人づくり」を、地域の実情に精通した地方が、その判断により効果的な施策を展開できるよう、地方の取組を国が支える仕組みを構築する必要がある。

(5つの未来像を描く)

- 基本認識を踏まえれば、この国の将来の方向性、次世代に向けた発展モデルは、
 - 地域の多様性と創意工夫を活かしたイノベーション(※1)を可能にするため、これまでの枠組みを超えた**新しい自立時代の地方自治体・地方制度を構築**すること。
 - これからの成長分野を多様な地域資源や地理的条件に基づき育成・強化し、地域間の競争と相互補完による**多極型の経済圏・交流圏を形成**することで、日本全体の社会・経済構造を強化すること。
 - 成長戦略とリダンダンシー(※2)の双方の観点から、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成するとともに、大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の徹底強化を図り、いかなる**大災害の発生時においても機能する国家づくり**を行うこと。
 - 自助・共助・公助を最も適切に組み合わせながら、国と地方の適切な役割分担と協力により、急速な少子化・高齢化に迅速に対応するなど、**真に持続可能な社会保障制度に支えられた社会**を実現すること。
 - 地域再生ひいては日本再生の核となるのは「人」であることから、日本再生を図るために、地域や日本を担い、未来を拓く「人づくり」を進めること。

をベースとして検討していくべきではないか。

- そのため、全国知事会日本のグランドデザイン構想会議は、「分権と多様化による、日本再生」をテーマとして、

1. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」
2. 多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」
3. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」
4. 国と地方の力を結集した「真に持続可能な社会保障制度の構築」
5. 地域や日本を担い、未来を拓く「人づくり」

について、提言を行う。

I. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」

1. 基本認識と方向性

- 日本の再生には、地域ごとの切磋琢磨をネットワーク化し、地域間の相乗効果により発展させる**地域資源・個性を活かす多様性に立脚した成長・発展モデル**が必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かし、地域の多様性と創意工夫を成長・発展につなげるためには、地域の取組が国の規制や関与によって遅延、限定されることなく、**地域の実力を遺憾なく発揮する住民自治制度**が必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かした新産業の展開をさらに加速させるためには、総合特区の大胆な変革が必要である。
- また、地方が、その自主性、自立性を発揮しながら、地域における行政を総合的に広く実施していくため、住民に身近となる行政は、地方が担うことを基本として、国と地方が役割を分担していく必要がある。
- 地域の自主的、自立的な取組を進め、地域間の切磋琢磨による相乗効果を生み出すには、**全国一律ではなく、その機能が十分に発揮できる行政体制を地方自らが選択・決定できる仕組み**が求められ、また、地方が**地方税財源のあり方に主体的に責任を持つ仕組み**が必要となる。
- 住民一人ひとり誰もが輝き、個性豊かで活力に満ちた地域共生社会の実現を図るためには、国の縦割りによる画一的な判断や地方自治の根幹を脅かす要請などによって、地方の自主的な運営に支障をきたすことのないよう、地方分権改革の更なる飛躍が必要である。
- 行政改革の努力なくして、日本の再生はない。このため、国と地方のいずれも、無駄の排除、組織の簡素化をはじめとした行政改革を進めることが必要である。
- これら国と地方の統治機構のあり方を含めた「国のかたち」について、明確な国家戦略として議論し、**実現する推進体制の構築**が必要である。

2. 具体的な施策

(1) 「スーパー総合特区」の実現

- 現行総合特区制度は、地方の発意による成長戦略を制度的に後押しするものであるものの、必要な具体の規制緩和や財政措置についての国との協議に多大な時間と労力を要するため、まだ、制度が効果を発揮するに至っていない。
- 現行の国が審査し、認定する制度をさらに大胆に見直すとともに、法律上で当初から規定されている規制緩和等の範囲を拡大するなど、国の関与を最小限とすることで自由化・迅速化を図り、国が主導し経済の活性化を図るための特区ではなく、地域ごとの創意工夫により**地域が実力を発揮するための「スーパー総合特区」を実現**する。

(2) 国と地方を通じた行政の再精査

- 中央集権体制を改め、国と地方の役割を大胆に見直し、国は国家としての存立に関わる事務を始めとする本来の役割に専念し、内政に関する事務の大部分を**広域自治体及び基礎自治体が担う**ことで、国と地方の双方の政府機能を強化する。
- 同時に、広域自治体と国、基礎自治体との役割分担、**道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等**を幅広く検討し、国民的な議論を十分に行う。
- 基礎自治体が、住民に身近な行政サービスを提供するため、必要な権限と財政基盤を確保する。また、地域の活力を高めていくため、行政に住民の意識を最大限反映し、多様なニーズに的確に対処できる体制を整備する。
- 広域自治体は、基礎自治体の自主性及び自立性を尊重し、広域にわたる事務、連絡調整に関する事務、基礎自治体を補完する事務等を担当する。

(3) 地方が選択・決定できる地方制度

- 地方の事務に対する法令による義務付け・枠付けは、地方が選択・決定できる自由度をできる限り高くすることを基本に見直し、新たな事務の法令化やその運用にあたっては、地方の自由度を確保する。
- 地方の組織の形態に関する画一的な制度規制を緩和し、**地方自治体の自主性を尊重した選択的手法の導入を推進**する。
- 国と地方の役割分担に応じて、**税源移譲を含め、国と地方の税財源配分を抜本的に見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築**する。
また、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより、**持続可能な地**

方交付税制度として確立するとともに、地方一般財源を充実する。

- さらに、地方消費税の拡充や税源移譲等の地方税の充実・強化を見据え、**地方が財政調整**に関わる仕組みを検討する。
- 課税自主権について、さらに自由度を高め、活用を図る。
- これらの取組を通じて、地域の発意で自らにふさわしい制度を選択できるよう、**地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化**を求める。

(4) 住民中心の行政の確立

- 行政の透明性を向上し、住民に対する説明責任を果たしながら、一層の住民参加の下での行政運営を実現する。
- 行政以外の住民サービスの担い手となる営利企業やNPO等民間団体の活力が最大限発揮される地域社会を構築する。
- 就労支援や生活支援をはじめ、住民の利便性向上の観点から連携が必要な各種行政サービスについて、所管の行政主体や部局に関わらず、窓口を一本化し、総合的な行政サービスを提供する。

(5) 国・地方を通じた行政改革による行政の強化

- 国と地方の役割分担を見直しながら、二重行政を徹底的に排除することにより、分権型社会に相応しく、行政全体として効率的な組織を確立する。
- 国の出先機関を中心に職員数を大胆に削減し、限られた人的資源や財源を行政全体として効率的に配置する。
- 国と地方が、それぞれの行政改革の実績を共有しながら、自主的な取組を進めることで、全体としての行政改革の成果を国民に還元する。

(6) 国・地方が連携した「国のかたち」の検討

- 「国と地方の協議の場」に「**国のかたち分科会**」のほか行政分野別の分科会を**設置**し、道州制など国と地方の統治機構のあり方、税負担、社会保障、経済政策、社会資本整備などの「国のかたち」を幅広く議論する。
- 「協議の場」で議論された「国のかたち」を実現し、明確な国家戦略を持った中央政府と地方政府を構築するため、**超党派の国会議員、地方六団体の代表等で推進体制を構築**し、必要な制度改正を実現する。

Ⅱ. 多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性を土台とし、地域が多様な制度の下で新産業や人材の育成・集積を図り、相乗効果を得て日本全体の成長につなげる国づくりが求められる。
- そのためには、知識集約型産業や再生可能エネルギーなどの次世代環境技術、農林水産業の6次産業化等について、**各々の地域資源等を活かした多極型の産業構造を構築**する必要がある。
- 新産業立地等の受け皿として、例えば、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「**大交流圏**」を複数構築するなど、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することによって、相互補完型の多様性のある経済圏を形成する。
- また、地域がグローバル化に対応するための「グローバル(※3)人材」の育成や国際競争力のある産業の育成、大学戦略の展開などを図るとともに、ふるさとへの誇りと愛着を育む必要がある。
- 教育や研究などの社会的投資やそれによって培われた女性や若者、高齢者、障害者などの知識や、経験、キャリアを活かすことにより、地域経済の活性化ひいては我が国の持続可能な未来社会につなげる。
- 「絆」によって生み出される「共助」は、「自助」、「公助」と並び、社会が持っている課題解決能力の大きな柱であり、多極で持続可能な分権型の社会の構築に向けて、欠かすことができない要素であるため、絆がつくる共生立国を目指すべきである。

2. 具体的な施策

(1) 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出

- **産業集積とイノベーションの促進**
 - 潜在的な成長産業の集積のため、多様な地域資源を活用した**知識集約型産業**等、これからの日本の発展を支える産業を育成するとともに、国内企業立地を促進する。
 - 地域の特性に合った企業や大学の**頭脳・研究開発部門**など重要な中枢機能を研究分野ごとに集中した上で、**地方への立地**を進めるとともに、研究開

発機関をつなぐ広域的なネットワークを構築する。

- 健康・福祉・医療分野や若者・高齢者のライフスタイルの変化を踏まえた新たな産業の創出など「**新しい内需**」を創出する。
- 地域からの提案に基づいて、大胆な規制緩和、税制の優遇措置などを可能とする「**地域戦略特区（仮称）**」を創設し、日本全国からイノベーションの波を起し、地域産業を振興する。
- 世界最先端技術が結集した国際科学技術研究拠点を形成するなど、先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設する。

○ **新しいエネルギー社会の構築**

- **風力や太陽光、地熱**等の再生可能エネルギーを活かした地域産業の振興や**蓄電技術**の開発促進と、それに基づく循環型社会モデル都市を各地に設置するなど、次世代の環境未来型都市の構築を促進する。
- **スマートグリッド(※4)**等を活用した将来のネットワーク型社会を構築する。
- 電力の低廉かつ安定的な供給を確保するため、エネルギーのベストミックスを図りながら、**LNG(※5)や石炭火力発電等の高効率な発電設備**の普及拡大や**メタンハイドレート(※6)**、究極のクリーンエネルギーである**水素エネルギーの開発研究**等、海洋資源を含め国産資源の確保戦略を検討する。

○ **農林水産業の復権、地産地消・6次産業化の推進**

- 食糧危機に対応するための食料自給率の向上を図る。
- 農林水産品の地産地消、農商工連携などによる6次産業化や担い手不足を解消するための新規就業者対策を推進する。
- 多面的機能の維持や食料の供給などにおいて重要な中山間地域の農業・農村の再生を図る。
- 林業復活を実現させるため、森林整備の推進や国産材の利用促進などにより、林業・木材産業の成長産業化を図る。

- これら新産業について、地域資源や地理的条件等を踏まえた**多極型の産業構造を構築**し、各地域が自らの特性に応じた産業の強みを持ち、国土全体で各地域を**相互に補完できる多様性のある経済圏**の基盤とする。

(2) **自立した、成長するグローバルな地域社会**

○ **国際競争力のある産業の創造**

- アジア経済の成長・発展を取り込んだ成長戦略を描く。
- 海外であげた収益の国内還元を誘導し、産業の空洞化を防止するため、税の軽減等により企業の国内立地や投資を促進する。
- 日本人の知を活用したクリエイティブな**コンテンツ産業(※7)や科学技術**を

原動力にした国際競争力のある産業を創造する。

- 観光立国の実現に向けた積極果敢なM I C E (※8)戦略を推進する。
- 国際競争力のある農林水産物の「ジャパンプランド」を確立し、海外輸出を推進する。

○ グローバル・グローバル人材、高度専門人材の人づくり

- 未来を開く人材育成のため、英語教育をはじめ、子どもの可能性を最大限に引き出し、才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システムを構築する。
- 科学技術創造立国の実現に向け、初等中等教育段階から理数教育を充実させるため、教員の養成と配置を強化する。
- 日本で活躍する優秀な外国人留学生・研究者の戦略的獲得・育成の具体策（研究、就労、起業支援等）を検討する。
- 大学秋入学等を踏まえ、地域社会の協働など「**ギャップイヤー(※9)（ターム）**」の有効活用方策等を検討する。
- 大学や専門学校等において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を強化する。

○ 地域資源の活用と人づくりを通じた地域社会の構築

- 国民の多様な価値観・ライフスタイルの変化を踏まえ、従来の価値観や制度、成功モデルにとらわれない、ICTの利活用をはじめとした都市と地方の相互補完による地域社会の在り方を検討する。
- それぞれの地域に根付いた地域文化を継承・発展させ、文化の力によるまちづくりを推進する。
- 男女問わず若者、高齢者、障害者など、あらゆる人々が意欲を持って活動し、これまでに培った知識や経験を活かし、その能力を発揮できる地域社会の実現を目指す。こうした人づくりにあたっては、地域の実情に精通した地方が自らの役割とし積極的に推進するとともに、地方の取組を国が支える仕組みを構築する。

○ ウーマノミクス(※10)で地域再生・日本再生

- ウーマノミクスを推進し、地域の再生、日本の再生につなげていくため、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進、出産・育児・介護などライフステージに応じた女性の就業継続・再就業支援、地域を男女でともに支える社会を目指す。
- 女性の就労促進税制の構築など国における取組を進めるとともに、「日本の未来を創る女性活躍応援基金」の創設など地域の実情に合わせた地方自治体の取組を支える環境整備を図り、国・地方が協力してウーマノミクスを推進する。

○ ふるさとへの誇りと愛着の醸成

- グローバル化が進展する中、ふるさとの魅力を知り、理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、「ふるさと納税」の対象の拡大や人材の還流など、ふるさとに貢献したいと思う人がふるさとを応援できる仕組みを充実させる。

○ 絆が豊かさを生み出す地域社会の構築

- 自分の生活を自らの力や家族の支え合いで守る「自助」、政府や自治体が公的に支える「公助」だけでなく、人と人の絆が強められ、地域の中で家族による支え合い、それを包み込む地域ぐるみの「共助」の仕組みが様々な用意されている地域社会を構築する。

○ 相互補完型の地域構造の構築

- 都市・多自然地域間の支え合い、補完により課題を解決する仕組みを構築し、地域、府県域を越えた広域のつながりの中で、幅広い分野の地域課題を解決し、多様性や個性を発揮できる地域社会を構築する。

(3) 「大交流圏」～多様性のある経済圏～の構築

- 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出や、自立した、成長するグローバルな地域社会の形成による日本の経済・社会構造の再生は、地域間の競争と相互補完があってはじめて実現する。このため、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成しつつ、日本全体の活力を創出することができるよう、多様で、成長・発展が期待できる経済的・人的な交流圏域を確立する。
- 多様性のある圏域の具体化として、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「**大交流圏**」を複数構築する。
- 「大交流圏」は、現在の人口・都市分布や地理的条件等を考慮した実現可能性を踏まえ、形成することを検討する。
- 「大交流圏」の検討に当たっては、各々の地域資源や人材、**地理的条件等を踏まえた大交流圏ごとの戦略**を持ち、高速道路網や全国新幹線網等の整備をはじめとする「国家レベルの公共投資」とともに、利用しやすい環境を整備することで、**大交流圏内外の相互ネットワークを構築・強化し、「多様性のある経済圏」を実現する。**

Ⅲ. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性に基づく相互補完型の国土構造の構築には、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成することが求められる。
- 世界の成長セクターであるアジアとの地理的条件やリダンダンシーの観点からは、太平洋側と日本海側をつなぐ国土構造を構築しつつ、すでに完成している太平洋ベルトに加え、**日本海国土軸や東海から四国・九州へと続く太平洋新国土軸、東日本大震災からの復興の途上にある北東国土軸等により国土軸の複線化を図ることが不可欠である。**
- また、エネルギー代替機能の観点から、大陸から日本海側を経て太平洋ベルトへの**パイプラインネットワーク**の早期構築や、日本海・太平洋等日本周辺海域における海洋エネルギー資源の開発促進、それに伴い必要となるエネルギー供給基地の整備が必要である。
- 国から公表された南海トラフ巨大地震による被害想定では、その影響が及ぶ範囲は30都府県750市町村、人口は日本全体の約53%、製造品出荷額は約66%、生産農業所得は約38%、一般病床数は約53%にも上るなど、国難とも言える極めて甚大な被害が生じるとされており、様々な対策の推進に国を挙げて取り組むことが重要である。また、断層の実態に関する調査・研究の推進が重要である。
- このような大災害の発生期においても機能する国土づくりを行うため、**日本全体の防災・減災対策の取組強化に併せ、首都・東京及び首都圏並びに南海トラフ沿いのエリアにおける防災力の強化**を徹底的に行う一方、有事対応のための**全国的なバックアップ体制**を検討し、可能なものから早急に実現する必要がある。

2. 具体的な施策

(1) 国土軸のリダンダンシーの確立

- 成長戦略とリダンダンシーの観点から、成長セクターに近接する日本海側の戦略的位置づけや太平洋ベルトのバックアップ、東日本大震災からの早期復興にも留意し、国土軸を複線化する。

○ 「日本海道」の完成をはじめとする基幹交通ネットワークの構築（陸の道）

- 日本海側の道路の早期整備と太平洋側への横断軸整備
- 高速道路等のミッシングリンク(※11)の解消
- リニア中央新幹線（東京－大阪間）に加え、北海道から本州（日本海側）、四国・九州までの全国新幹線網の早期整備の促進

○ 「港湾国土軸」の構築（海の道）

- 極東アジアに近接する日本海側港湾のハブ化と拠点間ネットワーク構築のための国家戦略策定、集中投資
- 太平洋、瀬戸内側の港湾との有機的アクセスのための高速道路、鉄道網の充実

○ 「国内外航空網」の増強（空の道）

- 東アジアにおける国際競争優位を牽引するためのハブ空港化の促進や既存ストックの十分な活用、過密空港における滑走路増設など空港キャパシティの増強を行う。

○ 日本海・太平洋等日本周辺海域の海洋エネルギー資源開発等の促進と「ガスパイプライン網」の構築（エネルギーの道）

- 災害時におけるリダンダンシーの確立や日本海国土軸形成の視点も踏まえ、日本海・太平洋等日本周辺海域における海洋エネルギー資源の開発や、大陸から日本海側を経由した資源輸入を促進し、首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網を整備する。

○ サプライチェーン等の確保

- 企業拠点を太平洋ベルト地帯のみならず日本海側などに広く分散させ、大規模災害時のリスク分散を図り、併せて災害時の物流体制を構築する。

(2) 日本全体の防災・減災の取組強化

- 国土・地域や国民の生命・身体・財産を災害から保護する「防災」や、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、日本全体について災害に強い国土・地域づくりを推進する。
- 災害時には、国や地方、また行政と民間の枠組みを越えたビッグデータを活用し、大規模災害発生時の情報インフラのリダンダンシーを確保する。

(3) 首都・東京及び首都圏の徹底した防災対策

- 重要度に応じた建築物等の耐震強化、液状化対策、沿岸部における津波対策、首都直下地震を想定した避難路・救援路の事前想定、官民間問わず全組織における事業継続計画（BCP）策定推進、リスクコミュニケーション等、徹底的な防災対策を**迅速に実施**する。

(4) 首都機能のバックアップ

- 国と地方が連携し、**国全体の事業継続計画（BCP）を策定**する。
- 首都圏が被災すると我が国の経済活動が甚大な被害を蒙るという、一極集中の被災リスクの脆弱性を克服するため、経済・産業（企業）活動の多極化を進め、経済機能のリスク分散を図る。
- 首都・東京及び首都圏における徹底的な防災対策を迅速に実施するとともに、まずは、迅速かつ機動的に機能する首都圏域内のバックアップ体制を強化する。一方で、交通輸送手段や情報通信機能の整備の状況、外交機能や民間中枢機関、大学・研究機関、「知」や文化力等の集積の状況に加え、首都圏との同時被災の可能性や災害の蓋然性が低いことなども念頭に置いてバックアップエリアを設定し、「**双眼構造**」を併せて**実現**する。

(5) 太平洋ベルト等の強化

- 南海トラフ沿いのエリアでは、**全国的に極めて甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震を想定し、何より尊い命を確実に守る**ことができるよう重要施設の耐震化、液状化対策、沿岸部における津波対策等を早急に実施するとともに、救援ルート確保のための高速道路等の整備や広域防災拠点・避難所整備、堤防整備、及び既存インフラの健全化対策等を早急に実施する。
- 太平洋ベルトのリダンダンシーの観点から、高速道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、東海道新幹線の代替手段となり得る北陸新幹線（東京―大阪間）やリニア中央新幹線（東京―大阪間）の早期整備を国策として促進する。

(6) 「大交流圏」の形成のためのネットワークの整備

- 多様性のある経済圏を具体化する「大交流圏」を形成するため、地域を相互に関連し、国土を縦横に貫く複数の軸の確立と歩調を合わせ、高速道路網や全国新幹線網等の整備を促進する。

IV. 国と地方の力を結集した「真に持続可能な社会保障制度の構築」

1. 基本認識と方向性

- 急速な少子化・高齢化の進展と国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下、誰もが安心して生活を営み、将来に希望を持てる社会の実現が求められている。
- しかしながら、現在急速に進行している少子化をそのまま放置すれば、生産年齢人口の減少による経済活動の縮みに加え、超高齢社会の到来とも相まって、**近い将来、国家的な危機**を招きかねない。
- 合計特殊出生率が2060年には1.60に収束することを前提とした高位推計（将来推計人口）によっても、**高齢者1人を支える現役世代は、現在の2.57人から50年後には1.30人（中位推計では1.19人）に激減**し、社会保障負担は耐えがたいレベルにまで達する。
- 併せて、**2030年以降にその状況が一段と深刻化**することを考慮すれば、**今が、少子化対策の抜本的な強化に取り組む最後のチャンス**である。
- また、団塊の世代が65歳に達するなど高齢者人口が急増する中、平均寿命が延伸し、現役として活躍できる高齢者も増えている。もはや高齢者は「社会に支えられる人」ではなく「社会を支える人」でもあるという認識に改めなければならない。
- このため、まずは人口置換水準である合計特殊出生率2.07を目指して、**少子化対策を国策の中心に据えるとともに、高齢者の就労や社会参加を促す抜本的な対策を講じる**ことにより、将来の我が国の在り様を変えていく必要がある。
- 併せて、若者、女性、障害者等の社会参加に注力し、社会保障の担い手を増やすとともに、NPO法人やボランティア、社会福祉法人、民間企業など様々な主体が活躍する社会づくりを進めていく必要がある。
- 社会保障は、社会経済の安定と発展の基礎である。自助・共助・公助を最も適切に組み合わせながら、国と地方は、適切な役割分担の下、互いに協力し、**真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の確立**を目指していかなければならない。

2. 具体的な施策

(1) 健康づくり

- 国民の健康寿命を延伸するため、民間の関連産業やICT等を活用し、健康づくりに関する施策の一層の推進を図る。
- 誰もが、いつでも、どこでも質の高い医療を受けることができる医療提供体制を整備するため、限りある医療資源を効果的かつ効率的に活用し、病院・病床の機能分化や医療・介護の連携、在宅医療を推進する。
- 住む地域や所得で給付と負担の不公平が生じることのないよう、国民皆保険体制を堅持し、**すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化**を実現する。

(2) 人づくり

- **高齢者や障害者が社会の重要な構成員として活躍できる社会**を実現するため、多様な働き方が可能となる環境整備を行うとともに、高齢者向けの求人開拓や障害者法定雇用率の引上げなど、活躍の場を拡大する取組を充実する。
- 男女共同参画社会を実現するため、男女ともに仕事、子育て、介護、地域活動等のあらゆる分野に参画することを支援する取組等を推進するとともに、税制・社会保険制度の見直しも含め、女性の活躍を支える環境の整備を図る。
- 子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、教育支援や生活支援、保護者の就労支援などを充実し、教育格差が生じることや貧困の連鎖を防止する。また、ニートやひきこもりの状態にある人等が社会生活を円滑に営むことができるよう、教育・福祉・雇用等の連携による支援体制の構築を行う。

(3) 福祉・医療の地域づくり

- 高齢者が最後まで住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携した地域包括ケアシステムを実現する。
また、**まちづくりの中心に福祉・介護・医療サービスを的確かつ効率的に提供する仕組み**を構築する。
- 障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、福祉・教育・就労・医療などの各領域において、障害者のニーズに応じたきめ細かな総合的なサービス体系を構築する。

- すべての生活困窮者の社会的・経済的自立と生活向上を図るため、福祉施策と雇用施策の連携を深め、就労・自立支援の強化・充実等により、生活保護受給者や生活困窮者の自立を促進する。
- 地域の深刻な医師不足を解消するため、医師の地域偏在・診療科間偏在を抜本的に是正し、医師の適正な配置がなされる仕組みを構築するとともに、看護師等医療従事者や福祉・介護人材の養成・確保や資質向上に係る環境の整備、一層の処遇改善を進める。

(4) 少子化対策

- 少子化の問題は、その背景と要因が幅広い分野にわたることから、国と地方が、それぞれの役割に基づき、結婚・妊娠・出産・子育て期などの**ライフステージに応じた総合的な対策**をとっていくことが必要である。
- 結婚への支援策では、出会う機会の提供に加え、結婚資金をはじめとする経済面での不安を軽減するとともに、非正規雇用労働者の安定雇用と処遇改善を図るなど、家庭を持ちたいと希望しながらも、結婚に至っていない方への支援を強化していく。
- 妊娠・出産に関しては、医師不足に伴う身近な地域での妊娠・出産の困難化や不妊に悩む方が増加している現状に対し、周産期医療体制の整備に加え、妊娠・出産や不妊に関する相談・支援などを通じて、安心して妊娠・出産できる環境整備を促進する。
- 子育て支援においては、最もお金のかかる時期に収入が不安定にならざるを得ない現状に対し、育児休業手当の増額や多子世帯への保育料の軽減など、子育て期の経済的な負担の軽減に取り組む。
さらに、多くの女性が出産に伴い離職している現状に対し、育児休業制度の拡充や職場復帰の円滑化、待機児童解消の加速化など、総合的な環境整備に取り組む。
- 国においては、若年者等の雇用の安定化や乳幼児医療費の助成など**国が統一的に**
行うべきものに速やかに取り組むとともに、教育・保育サービスの充実など**地域の実情に応じて実施すべき事業への支援を拡充・強化**する必要がある。

- 少子化の現状・課題は、都市部と地方など地域地域で様々である。こうした中、地方は、地域の実情に応じて様々な独自の取組を進めており、さらにそうした取組を加速化する必要がある。このため、**地方が創意工夫を活かした総合的な少子化対策を集中的に展開できるよう、国において「少子化危機突破基金」を創設し、その後押しをすべきである。**

(5) 国と地方の体制づくり

- 地方は、国と対等な関係の中での緊密な連携の下、制度の枠にとらわれず、地域の創意工夫を生かした住民の福祉の向上のための施策を推進する。
- 分野横断的・複合的な地域住民の真のニーズに応えることができるよう、ハローワークの地方移管により雇用施策を福祉・産業振興・教育など様々な施策と一元化するとともに、類似の各種窓口を一本化し、そこに権限を与え総合的な施策展開が図られるような分権型社会を、社会保障の分野で実現する。
- 「国と地方の協議の場」に常設の「**社会保障制度分科会**」を設置し、企画立案段階からの国と地方の連携体制を整備する。

V. 地域や日本を担い、未来を拓く「人づくり」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性を土台とし、地域が多様な制度の下で新産業や人材の育成・集積を図り、相乗効果を得て日本全体の成長につなげる国づくりが求められる。(再掲)
- そのためには、地域がグローバリゼーションに対応するための「グローバル人材」の育成や大学戦略の展開などを図るとともに、ふるさとへの誇りと愛着を育む必要がある。(再掲)
- また、教育や研究などの社会的投資やそれによって培われた女性や若者、高齢者、障害者などの知識や、経験、キャリアを活かすことにより、地域経済の活性化ひいては我が国の持続可能な未来社会につなげる。(再掲)
- 現在急速に進行している少子化をこのまま放置すれば、**高齢者1人を支える現役世代が激減し、2030年以降にその状況が一段と深刻化**することを考慮すれば、**少子化対策を国策の中心に据える**必要がある。(再掲)
- 平均寿命が延伸し、現役として活躍できる高齢者も増えていることから **高齢者の就労や社会参加を促す抜本的な対策を講じる**とともに、若者、女性、障害者等の社会参加に注力し、社会保障の担い手を増やしていく必要がある。(再掲)
- 我々地方は、このような地域再生ひいては日本再生につながる「人づくり」を自らの役割として積極的に取り組んでいく必要がある。

2. 具体的な施策

- 男女問わず若者、高齢者、障害者など、あらゆる人々が意欲を持って活動し、これまでに培った知識や経験を活かし、その能力を発揮できる地域社会の実現を目指す。(再掲)
- 単なる職業訓練等では対処できない、社会で生きる力・働く力、いわば「社会人力」を持った人材の育成に注力する。
- **高齢者や障害者が社会の重要な構成員として活躍できる社会**を実現するため、多様な働き方が可能となる環境整備を行うとともに、高齢者向けの求人開拓や

障害者法定雇用率の引上げなど、活躍の場を拡大する取組を充実する。(再掲)

- 男女共同参画社会を実現するため、男女ともに仕事、子育て、介護、地域活動等のあらゆる分野に参画することを支援する取組等を推進するとともに、税制・社会保険制度の見直しも含め、女性の活躍を支える環境の整備を図る。(再掲)
- 未来を拓く人材育成のため、英語教育をはじめ、子どもの可能性を最大限に引き出し、才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システムを構築する。(再掲)
- 科学技術創造立国の実現に向け、初等中等教育段階から理数教育を充実させるため、教員の養成と配置を強化する。(再掲)
- 大学や専門学校等において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を強化する。(再掲)
- 子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、教育支援や生活支援、保護者の就労支援などを充実し、教育格差が生じることや貧困の連鎖を防止する。また、ニートやひきこもりの状態にある人等が社会生活を円滑に営むことができるよう、教育・福祉・雇用等の連携による支援体制の構築を行う。(再掲)
- 少子化の問題は、その背景と要因が幅広い分野にわたることから、国と地方が、それぞれの役割に基づき、結婚・妊娠・出産・子育て期などの**ライフステージに応じた総合的な対策**をとっていくことが必要である。(再掲)

[用語解説]

※1：イノベーション（P3. P8. P9. P11）

新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指す。

※2：リダンダンシー（P3. P4. P12. P13. P14）

原義は「冗長性」、転じて「代理機能性」。国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能破壊につながらないように、予め交通ネットワーク施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

※3：グローバル（化）（P8. P9. P10. P19）

全世界を同時に巻き込んでいく流れである「世界普遍化」（globalization）と、地域の特色や特性を考慮していく流れである「地域限定化」（localization）の2つの言葉を組み合わせた混成語である。

※4：スマートグリッド（P9）

デジタル機器による通信能力や演算能力を活用して電力需給を自律的に調整する機能を持たせることにより、省エネとコスト削減及び信頼性と透明性の向上を目指した新しい電力網のこと。

※5：LNG（P9）

液化天然ガスの略で、メタンを主成分とした天然ガスを冷却し液化した無色透明の液体。

※6：メタンハイドレート（P9）

メタンガスと水からなる氷状固体物質。低温・高圧の環境条件の中で存在する物質で、水深500m以深の深海底下の堆積物中や永久凍土中に広く分布する。メタンハイドレートには、メタンなどの炭化水素分子が閉じこめられており、石油などの在来型エネルギー資源に代わる新しいエネルギー資源として注目されている。

※7：コンテンツ産業（P9）

コンテンツ、すなわち、文書・音声・映像・ゲームソフトなどの情報の内容に関する産業のこと。

※8：MICE（P10）

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

※9：ギャップイヤー（P10）

高等学校の卒業から大学への入学、あるいは大学の卒業から大学院への進学までの期間のこと。英語圏の大学の中には入試から入学までの期間をあえて長く設定して、その間に大学では得られない経験をすることが推奨されている。

※10：ウーマノミクス（Woman + Economics）（P10）

女性が働き手として活躍し、消費者としてもリードすることによる経済活性化のこと。

※11：ミッシングリンク（P13.P14）

主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち、未整備の部分のこと。

日本のグランドデザイン構想会議設置要綱

1 設置目的

全国知事会に「日本のグランドデザイン構想会議」（以下「構想会議」という。）を設置し、多極で持続可能な分権型の社会の在り方について、「国のかたち」の抜本的な見直しという大局的な視点から議論し、その成果を政府や国民に向けて広く発信するものとする。

2 組織

- (1) 構想会議は、あらかじめ構想会議に参加を表明した知事（以下「構成知事」という。）をもって組織する。
- (2) 構想会議に座長を置き、構成知事の中から全国知事会会長が指名する。座長は会議を主宰し、構想会議を代表する。
- (3) 構想会議に座長代理を置き、構成知事の中から座長が指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 座長が必要と認めるときは、特定の事項を調査審議する分科会を置くことができる。分科会に主査を置き、構成知事の中から座長が指名する。
- (5) 分科会のメンバーは、座長と主査が協議して指名する。
- (6) 座長が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に顧問（有識者等）を置くことができる。

3 運営

- (1) 座長又は分科会の主査が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に構成知事及び顧問以外の者（有識者等）を出席させることができる。
- (2) 構想会議は、議論の経過及び成果を年1回以上全国知事会議に報告するものとする。

4 設置期間

構想会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成27年7月31日までとする。ただし、全国知事会会長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

5 事務

構想会議の事務は、座長都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

ただし、分科会に係る事務は、主査都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

7 施行

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。

8 附則

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

日本のグランドデザイン構想会議 構成メンバー

H25.11

	都道府県知事	構成メンバー
1	北海道知事	高橋はるみ
2	青森県知事	三村申吾
3	秋田県知事	佐竹敬久
4	岩手県知事	達増拓也
5	山形県知事	吉村美栄子
6	宮城県知事	村井嘉浩
7	福島県知事	佐藤雄平
8	新潟県知事	泉田裕彦
9	群馬県知事	大澤正明
10	栃木県知事	福田富一
11	茨城県知事	橋本昌
12	静岡県知事	川勝平太
13	長野県知事	阿部守一
14	富山県知事	石井隆一
15	◎岐阜県知事	古田肇
16	愛知県知事	大村秀章
17	三重県知事	鈴木英敬
18	○福井県知事	西川一誠
19	滋賀県知事	嘉田由紀子
20	奈良県知事	荒井正吾
21	和歌山県知事	仁坂吉伸
22	兵庫県知事	井戸敏三
23	鳥取県知事	平井伸治
24	岡山県知事	伊原木隆太
25	島根県知事	溝口善兵衛
26	広島県知事	湯崎英彦
27	香川県知事	浜田恵造
28	徳島県知事	飯泉嘉門
29	高知県知事	尾崎正直
30	福岡県知事	小川洋
31	佐賀県知事	古川康
32	○大分県知事	広瀬勝貞
33	沖縄県知事	仲井眞弘多

◎は座長、○は座長代理

日本のグランドデザイン構想会議 開催経過

- 第1回（キックオフ）会議（H23. 10. 19）
 - 【有識者レクチャー】
 - テーマ：「東日本大震災の教訓と今後の国土づくり」
中京大学総合政策学部教授 奥野信宏 氏
 - 【協議項目】
 - ・ 設置要綱、今後の検討項目、今後の進め方、座長代理選任等

- 第2回会議（H23. 12. 20）
 - 【協議項目】
 - フリーディスカッション：一極集中の是正と多極型の国土づくりについて

- 第3回会議（H24. 5. 18）
 - 【有識者レクチャー】
 - テーマ：「地方分散」による「強靱な国土」の形成
京都大学大学院工学研究科教授 藤井 聡 氏
 - 【協議項目】
 - フリーディスカッション：「中間とりまとめ骨子（案）」について

- 全国知事会議（H24. 5. 18）
 - ※「中間とりまとめ骨子（案）」についての報告・意見聴取

- 全国知事会議（H24. 7. 19）
 - ※「中間とりまとめ」についての報告・意見聴取

- 第4回会議（H24. 10. 4）
 - 【協議項目】
 - フリーディスカッション：「最終とりまとめ（案）」について

- 第5回会議（H25. 6. 12）
 - 【協議項目】
 - 設置期間の延長、座長代理の選任、フォローアップ等

- 全国知事会議（H25. 7. 8）
 - ※「増補版（案）」についての報告・意見聴取

- 第6回会議（H25. 11. 8）
 - 【協議項目】
 - 「増補版（最終とりまとめ案）」について